

令和8年度 進学エンカレッジ推進事業

業務委託 企画提案仕様書

1 業務名称

令和8年度進学エンカレッジ推進事業に係る業務委託

2 事業期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

3 事業目的

本事業は、変化の中に生きる社会的存在として、多様な他者と協働して課題を解決する能力を高め、広い視野を持ちながら自分と社会との関係性を考え、新たな価値を生み出す豊かな創造性を持ち、郷土の発展に寄与する生徒を育成することを目的とする。

そのために、生徒の県外を含めた進路選択の視野を広げ、目標達成に対する意欲の向上並びに資質・能力の向上を図ることで、本県の大学等進学率を向上させることを目標とする。

4 事業概要

(1) 本事業は、「生徒資質・能力向上プログラム」（以下、「プログラム」とする）で構成する。

(2) プログラムは、次の①～⑤の内容を含み、⑥～⑫の形態を取り入れる。

- ① 社会の変化を考える。
- ② 多様な他者と協働して課題を解決する能力を高める（主体的・対話的で深い学び）。
- ③ 広い視野を持ちながら自分と社会との関係性を考える。
- ④ 郷土の発展に寄与することを考える。
- ⑤ 学びに向かう力の育成と確かな学力の向上を図る。
- ⑥ 基調講演（行政趣旨説明等）
- ⑦ キャリア講演
- ⑧ グループディスカッション
- ⑨ 意見交換会・懇談会
- ⑩ 課題解決型学習（= Project Based Learning）
- ⑪ 大学及び企業への訪問研修
- ⑫ ICTを活用したプレゼンテーション

(3) プログラムは次の5つの段階に分け、それぞれ「オリエンテーション」「事前研修」「県外研修」「事後研修」「学習会」とする。

オリエンテーション：プログラムガイダンス（大学での学びとは 等）【対面研修】

事前研修：県外研修に向けた研修（2日）

【対面研修 ただし、2日のうちの1日はオンライン研修でも可能】

県外研修：県外宿泊研修（2泊3日） ※交通の便等を鑑み、コースによって3泊4日の設定も可能

事後研修：県外研修の事後研修、プログラムの振り返り及びプレゼンテーション（1日）【対面研修】

学習会：大学入試に向けた研修、学習会（1日）

【対面研修 ただし、状況によってオンライン研修も可能】

【注意】「県外研修」において、3泊4日のコースを設定する場合には、その理由書を添付すること

(4) 対象学年別の目標及び募集定員、研修日程は、それぞれ〈表1〉〈表2〉とする。

〈表1〉

対象学年	目 標	募集定員
高校1年生	県外の大学・企業を知ること、 <u>進学に向けて広い視野</u> を身に付けさせる。進路の模索から、希望を持って目標設定ができる。	240名
高校2年生	県外大学の学部・学科や関連した企業を知ること、 <u>専門的な学びの目標</u> を具体的に考えさせる。目標の実現に向けて取り組むことができる。	240名

〈表2〉

対象学年	研修日程		場所等
高校1年生	オリエンテーション	令和8年8月7日(金)	調整 ※教育センター
	事前研修1	令和8年10月18日(日)	調整 ※教育センター
	事前研修2	令和8年10月31日(土)	調整 ※教育センター
	県外研修	令和8年11月11日(水)～13日(金)の2泊3日 ※3泊4日を設定する場合は、「4事業_3_[注意]」を参照	県外
	学習会	令和8年11月21日(土)～23日(月) のいずれか1日	調整 ※教育センター
	事後研修	令和8年12月13日(日)	調整 ※教育センター
高校2年生	オリエンテーション	令和8年8月6日(木)	調整 ※教育センター
	事前研修1	令和8年9月19日(土)	調整 ※教育センター
	事前研修2	令和8年10月3日(土)	調整 ※教育センター
	県外研修	令和8年10月14日(水)～16日(金)の2泊3日 ※3泊4日を設定する場合は、「4事業_3_[注意]」を参照	県外
	学習会	令和8年11月21日(土)～23日(月) のいずれか1日	調整 ※教育センター
	事後研修	令和8年11月28日(土)	調整 ※教育センター

(5) プログラムを含む業務委託内容の実施にあたっては、県立学校教育課と緊密に連絡調整を行う。

5 業務委託内容

以下の業務は、事業目的・概要を踏まえて実施されるものとする。

(1) 生徒募集に関すること

- ① 生徒募集要項及びポスターの作成、募集業務（集計業務を含む）を行う。
生徒募集要項及びポスター原稿の最終確認は、県立学校教育課が行う。
- ② 各高等学校への生徒募集要項及びポスターの送付は県立学校教育課が行う。
- ③ 県立学校教育課に募集結果（応募状況等）を報告する。

(2) 生徒選考に関すること

- ① 原則として、客観データ（基礎学力等）と面接（主体性・意欲等）による選考を行う。
ただし、応募状況に応じて、客観データのみで選考を行っても良い。
 - ② 面接を実施する場合は、適切な会場を確保し、面接官の確保及び事務調整を行う。
応募状況に応じて、ICTを活用したオンライン面接の実施を可能とする。
 - ③ 生徒の選抜及び選考については、県立学校教育課と協議する。
 - ④ 離島からの応募者面接については、本島の面接会場へ生徒を派遣、または、面接官を離島へ派遣し現地での面接を実施する。その際に係る旅費等は受託者が負担する。状況によって、ICTを活用したオンライン面接の実施も可能とする。
 - ⑤ 生徒の選考結果通知については、県立学校教育課が行う。
 - ⑥ 募集定員に空きがある場合は、状況に応じて追加募集を行うことができる。
- (3) 引率教員に関すること
- ① 宿泊を伴う研修では、派遣生徒を引率する教員を帯同させる。引率教員の決定は県立学校教育課が行う。
 - ② 引率教員に対しては、事前に連絡協議会を実施する。また、連絡協議会の実施においては、県立学校教育課と連携する。
[予定] 日時；1学年：令和8年10月30日（金）、2学年：令和8年10月2日（金）
場所；沖縄県総合教育センター
- (4) オリエンテーションに関すること
- ① 対象学年における目標に基づき、本事業に対する意識づけ、及び県外宿泊研修へ派遣するためのコース希望調査等に向けたガイダンスと位置付けて企画する。
 - ② 「事前研修」以降の研修がスムーズに行えるよう、適宜、グループを編成し協議等を行うなど、研修内容および研修形態を工夫する。
- (5) プログラムー事前研修に関すること
- ① 対象学年における目標に基づき、県外研修の事前研修と位置付けて企画する。
 - ② 事前研修、県外研修及び事後研修において、一貫して協働できるグループを編成し、1グループを30名程度の編成とする。
 - ③ 事前研修の実施前に、県外研修の訪問地区・コースについて希望調査を実施し、マッチングを行う。
 - ④ マッチングについては、県立学校教育課と協議する。
 - ⑤ マッチング結果の通知については、高等学校へは事前研修1の前までに県立学校教育課が行い、派遣生徒へは事前研修1当日に受託者が行う。
- (6) プログラムー県外研修に関すること
- ① 高校1年生の訪問地区は、関東地区4コース（計120名）、関西地区4コース（計120名）とし、各コースとも基本的に3大学及び1企業への訪問を含める。なお、大学の学部・学科に関しては、文系、理系のいずれかに偏ることなく、総合的な研修ができるように配慮する。また、訪問地区の沖縄県出身の大学生または社会人との交流会・懇談会を含める。
 - ② 高校2年生の訪問地区は、東北地区1コース、関東地区2コース、中部地区1コース、関西地区2コース、中国地区1コース、九州地区1コースとし、各コースとも基本的に3大学及び1企業への訪問を含める。また、大学の学部・学科、企業等に関しては、各コースごとで、関連した分野について研修できるように配慮する（例：Aコース＝理学部・工学部＋関連企業、Bコース＝医学部・薬学部＋病院、Cコース＝法学部＋関連官公庁、Dコース＝経済学部・商学部＋関連企業）。また、訪問地区の沖縄県出身の大学生または社会人との交流会・懇談会を含める。
 - ③ 引率教員は、各コース（派遣生徒30名程度）につき2名を原則とする。
（各コース；派遣生徒30名程度＋引率教員2名＋添乗員1名～2名）
 - ④ 訪問地区・コース、派遣生徒・引率教員人数(添乗員数を含む)については、県立学校教育課と連絡調整を行う。
 - ⑤ 受入大学・企業等の開拓に取り組み、適宜、連絡調整等を行い、大学・企業等へ受入依頼文書を発送する。
 - ⑥ 派遣先大学・企業等が実施する講義・講演等及び、大学生または社会人との交流会・懇談会につい

て、謝礼金を支払う。

- ⑦ 派遣先大学・企業等へ御礼状を発送する。
- ⑧ 訪問地区またはコース毎に、派遣生徒全員を収容可能であり、かつ、全体講演会や分科会、交流会、懇談会が実施可能である宿泊施設を選定する。
- ⑨ 引率教員の宿泊施設は、派遣生徒と同一とする。
- ⑩ 県外渡航に際して、事前に派遣生徒並びに保護者への説明会を実施する。
- ⑪ 研修期間に起こる諸問題に対しては、県立学校教育課と連携を取って解決する。

(7) プログラム－事後研修に関すること

- ① 対象学年における目標に基づき、県外研修の事後研修と位置付けて企画する。ICT活用能力及びプレゼンテーション能力の育成に留意する。
- ② 事前研修、県外研修及び事後研修において、一貫して協働できるグループを編成し、1グループ30名程度の編成とする。

(8) プログラム－学習会に関すること

- ① 実施時期については、講師が対応可能な時期等を鑑み、県立学校教育課と協議して決定する。
- ② 高校1年生は、次の(ア)～(ウ)の内容を含む研修を行う。
 - (ア) 大学入試のしくみ (イ) 教科学習会(「国語」・「数学」・「英語」の3講座)
 - (ウ) 大学合格に向けた学習計画の立て方(見直し・振り返り)※学習会の内容は、1年次1学期までの標準的な学習進度を考慮しながら、大学入学共通テストを意識したものとする。
- ③ 高校2年生は、次の(ア)～(ウ)の内容を含む研修を行う。
 - (ア) 難関大学入試のしくみ (イ) 教科学習会(「国語」・「数学」・「英語」の3講座)
 - (ウ) 難関大学合格に向けた学習計画の立て方(見直し・振り返り)※学習会の内容は、大学入学共通テストと個別学力検査(国公立2次試験)の特徴・相違等を把握させながら、今後の学習の見通しが立てられるようにする。

(9) 研修の欠席者に関すること

やむを得ない事由により研修を欠席する生徒には、動画のオンデマンド配信等により研修効果を確保する。

(10) 実施会場等に関すること

- ① 県内高等学校や沖縄県立総合教育センター、沖縄県男女共同参画センター【ていりる】、沖縄県総合福祉センター等の施設を活用する。
- ② 施設借用に係る調整を県立学校教育課と行い、必要な事務手続き及び連絡調整等を行う。
- ③ 研修をオンラインで実施する場合は、係る設備の準備や接続テスト等を行う。

(11) 文書の作成及び送付に関すること

- ① 各研修要項等の文書は、県立学校教育課と連絡調整を行いながら作成し、各高等学校へ送付する。
 - ② 研修等の実施に係る文書は、実施の3週間前を目安に作成し、送付する。
- ※各研修要項等の内容については、県立学校教育課の承認を得ること。

(12) 本事業に係る予算執行状況等の報告に関すること

予算執行状況等について、事業契約終了後の7月・9月末日に県立学校教育課に簡易文書で報告する。なお、令和8年12月18日(金)までに中間報告、令和9年2月26日(金)までに最終報告を行う。

(13) プログラムの検証・改善に関すること

- ① 派遣生徒、引率教員、事業関係者へのアンケート等を実施し、プログラムに関するPDCAサイクル(計画-実行-評価-改善)を継続的に実施する。
- ② 派遣生徒の振り返りシートやアンケート等の集計・分析結果を含めた報告書「令和8年度 進学エンカレッジ推進事業 実施報告書」を作成する。
- ③ キャリア・ビルドアップ事業全体での効果検証及び情報共有のため、事業を統括するキャリア教育

推進事業の委託事業担当者との連絡調整を行う。

④ キャリア・ビルドアップ事業検証委員会へ参加し、事業報告・協議等を行う。

⑤ 進学エンカレッジ推進事業の中間報告会を10月末日に、評価検証委員会を2月初旬に行う。

6 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事業があるものとして、予め県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者（企画提案参加者）であった者に契約の履行を委任、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下の通りとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

（本事業の目的及び内容に応じた範囲での再委託とする）

「生徒資質・能力向上プログラム」に係る業務で、本事業の目的や研修目標の達成のために必要性が認められ、成果が見込まれるもの。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。その際、再委託に係る業務委託契約書を提出することとする。

ただし、以下の「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

7 業務管理に関すること

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを、原則として月1回程度実施すること。また、必要があれば随時実施すること。

8 著作権に関すること

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県教育委員会（県立学校教育課）に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用を持って処理すること。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県教育委員会（県立学校教育課）と協議すること。
- (2) 応募資料、内閣府への実績報告に係る資料等を本年度を含めて6年間、受託者の費用負担において保管するものとする。必要に応じて、沖縄県教育委員会（県立学校教育課）に提出すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、沖縄県教育委員会（県立学校教育課）と随時協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 業務上知り得た参加者のプライバシーに十分配慮するとともに、取得した個人情報を保護するために必要な措置を講じること。